
平成29年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第4日)

平成29年12月20日 (水曜日)

議事日程 (4)

平成29年12月20日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第51号 芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第52号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第53号 地方独立行政法人芦屋中央病院が行う出資等に係る不要財産の納付の許可について
- 第4 議案第54号 地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更について
- 第5 議案第55号 指定管理者の指定について
- 第6 議案第56号 平成29年度芦屋町一般会計補正予算 (第3号)
- 第7 議案第57号 平成29年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
- 第8 議案第58号 平成29年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)
- 第9 承認第3号 専決処分事項の承認について
- 第10 発議第5号 所得税法第56条の廃止を求める意見書について
-

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉 書記 中野 功明 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	藤崎隆好
企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也		

【 傍 聴 者 数 】 4名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、貝掛議員から発言の申し出がありましたので、これを許可します。貝掛議員。

○議員 6 番 貝掛 俊之君

先般の 12 月 13 日の議会におきまして、町民の皆様の負託を受けた議員の皆様が集う、この議会におきましての議決結果を真摯に受けとめまして、民生文教常任委員会委員長を辞任する届け出を提出いたしました。このような事態になりましたことを深くお詫び申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

以上です。

○議長 小田 武人君

つきましては・・・・・・（発言する者あり）許可していません。（発言する者あり）発言は控えてください。（発言する者あり）発言は許可しておりません。（発言する者あり）発言を許しておりません。（発言する者あり）発言を許しておりません。（発言する者あり）発言を許しておりません。お座りください。お座りください。

発言につきましては、議長の許可を得て発言していただきたいと思います。（発言する者あり）発言が議事進行に関係ないものと認められますので、注意をいたします。

つきましては、ただいまから民生文教常任委員会を開催し、その結果は後ほど報告してください。

ここでしばらく休憩いたします。

午前 10 時 03 分休憩

.....

午前 10 時 40 分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

民生文教常任委員会におきまして、委員長の互選が行われ、結果報告がございました。

民生文教常任委員長に松岡泉議員、副委員長に辻本一夫議員、以上のとおり決定いたしました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----

○議長 小田 武人君

お諮りいたします。日程第1、議案第51号から、日程第10、発議第5号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

それでは総務財政常任委員会の議決につきまして報告いたします。

まず議案第55号につきましては、後ほどあれになっておりますので、省きます。

次に53号につきましては、地方独立行政法人芦屋中央病院が行う出資等に係る不要財産の納付の許可について、一部反対もございましたが、賛成多数で可決いたしました。

次に第54号、地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更について、これにつきましても賛成多数で可決であります。

第56号、平成29年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）について、一部反対もありましたが、賛成多数で可決でございます。

次に議案第58号、平成29年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）につきましても、一部反対がございましたが、賛成多数で可決いたしております。

次に発議第5号、所得税法第56条の廃止を求める意見書について、賛成多数で可決いたしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは報告いたします。初めにですね、本報告に関しましては、前任者であります貝掛議員が担当しておりましたので、報告にたつてはですね、前任者の報告内容となります。

報告第17号、平成29年12月18日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、貝掛俊之。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第51号、満場一致、原案可決。

議案第52号、満場一致、原案可決。

議案第55号、満場一致、原案可決。

議案第56号、満場一致、原案可決。

議案第57号、満場一致、原案可決。

承認第3号、満場一致、承認。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

引き続き、総務財政常任委員長から、閉会中の継続審査及び調査申出書が、また、民生文教常任委員長、議会広報常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

.....

平成29年12月18日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

総務財政常任委員会委員長 松上 宏幸

閉会中の継続審査及び調査申出書

本委員会は審査中の事件及び所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査及び調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

議案第50号、芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について。

理 由

審査不十分のため。

所管事務

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「橋梁に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成29年12月18日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

民生文教常任委員会委員長 貝掛 俊之

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公共交通に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成29年12月18日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成29年12月18日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会運営委員会委員長 横尾 武志

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

総務財政委員長にお尋ねをいたします。

議案50号の芦屋町事務分掌条例の一部の改正については、調査不十分ということで、ここに上がっておりますが、この機構改革、分掌条例は、どういう質疑を、議論されて不十分になったのか、まずお伺いします。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

この第50号の議案につきましては、反対の人もいらっしゃいまして、その理由としては地方創生推進室など全体の組織から、ともかく芦屋港に特化した芦屋港活性化推進室を設置することについては疑問があると。そのために反対をすると、そういう討論がされました。その結果に基づき決をとったところ、賛成多数で継続審査ということに決定いたしました。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

そういう理由で継続されたんでしょうが、執行部としては4月1日から、この分掌条例の一部を改正して、やろうという提案をしておりますので、その継続審査をされて、いつごろまでに結

論を出すおつもりか。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

情報によりますと、1月に臨時議会が開かれるということでございますので、その中で結論を出したいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

発議第5号について、委員長に質問をいたします。

本法を廃止した場合ですけれども、その際納税者の適正な申告を担保できるか疑問であるということなんですが、これについての質疑が行われたかどうかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

この件につきましては、川上議員に出席をいただきまして、しっかりと説明をしてもらいましたので、特段、質問はございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかに。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

議案第54号、地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更についてということで、結果としては賛成多数で原案可決されております。この変更条文につきましては、今度3月1日に開院します芦屋中央病院の新しい住所が定められているようでございます。これについて、また現在の中央病院のもろもろの施設等の廃止ということがなっておりますが、この中で賛成多数という御意見ですけれども、どのような御意見が出たのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

この中で特別は出ていませんけど、その前の議案に対して、反対が出ております。それと同じことだということでございますが。中央病院の地方独立行政法人については、議会のチェック機

能が十分に果たされなくなるなど、非常に問題があることから、一貫して反対であると、こう言われております。そのことが、54号にも引き続き適応されるということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論、採決を行います。

まず、日程第1、議案第51号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第1、議案第51号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第51号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第52号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第2、議案第52号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第52号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第3、議案第53号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第53号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。討論ございませんか。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第53号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第4、議案第54号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第4、議案第54号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第54号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第5、議案第55号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第5、議案第55号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第55号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第56号の討論を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

議案第56号、芦屋町一般会計補正予算（第3号）に対する賛成討論を行います。

今回の補正予算の中には、マイナンバーカード等旧姓併記対応システム改修事業委託が上げられています。国が男女共同参画、女性活躍の推進に向けた重点取り組みとして、希望するものに係るマイナンバーカードや住民票への旧姓の表記等を可能にするよう、関係法令の改正を行うとともに、システム改修を行うものです。このことは、男女共同参画を推進する点では一步踏み出しています。しかしながら、日本共産党はマイナンバー制度について情報漏洩の危険性や社会保障費削減を進めるという手段として、具体化が進められているという問題があるということからこの間、反対をしてきましたが、この本質が変わるものではありません。

実際に特別徴収税額決定通知書においてもマイナンバーが漏洩する事態の発生が報道されていますし、さまざまなトラブルが起っています。このマイナンバー制度そのものを見直すことが必要であることを指摘しておきます。

しかし、今回の補正予算は老朽家屋解体補助金や新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金、タウンバスの運行関連予算、青年就農給付金、柏原漁港泊地浚渫工事など生活、環境、農漁業等に重要な予算が計上されています。マイナンバー制度の予算には反対ですが、住民の暮らしを守るという観点から一般会計補正予算（第3号）に賛成いたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

議案第56号、平成29年度芦屋町一般会計補正予算に反対いたします。

今、川上議員が述べられましたが、このマイナンバーカードの関連事務の業務委託料、社会保障・税番号制度データ標準レイアウト変更対応業務委託及びマイナンバーカード等旧姓併記対応システム改修業務の合計金額約480万円について反対をするものです。

社会保障、税の一体化によるマイナンバー制度は事務の効率化、国民生活を支える社会的基盤として、社会保障・税番号制度とのうたい文句ですが、国庫補助金が全国規模で3,000億円とも言われています。業務システムのデータを抽出するプログラムの作成を業者に委託する経費及び事務処理の経費であり、電算化システム業者、IT産業の利潤拡大に寄与するとも言われています。芦屋町の場合、マイナンバー制度に伴う電算化システム改修及び事務的支出の総事業費は25年度より現在まで約8,000万円、そのうち補助金合計は約4,000万円、残りの4,000万円は町税で賄われております。町民にとって、いかほどのメリットがどの程度ある

のか。通知カード発行数は11月30日現在、人口約1万4,303人のわずか1,413枚であり、9.8%です。10%を切っております。マイナンバー制度は原則として、生涯変わらず、一生を通じた個人のデータが蓄積され、12桁の番号で個人情報を照合できる仕組みであるから、サイバー攻撃にさらされ、個人情報の漏洩、プライバシー侵害や詐欺など犯罪を常態化させる危険性を含んでおり、個人情報が丸裸になる危険性があります。

マイナンバー法は自治体に対し、法の趣旨を踏まえた必要な措置をとることを求めています。国が押しつけた制度によって、各自治体は国の施策のため従わなければならないことは十分に承知しております。しかし、人としての人格と尊厳を持つ人々に対して、国が国民1億3,000万の全ての人々に番号をつけ、識別する。また、各自治体から総費用の約50%を支出させるなどもってのほかと考えております。

よって反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第6、議案第56号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第56号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第57号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第7、議案第57号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第57号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第58号の討論を許します。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

議案58号、モーターボート競走事業会計補正予算案に反対いたします。

今日、競艇事業局は売り上げにですね、大変、売り上げ向上のために努力されてあることに敬意を表意することを前置きに置いてですね、しかし、この議案については反対せざるを得ません。

本年9月議会において、競艇事業局はボートピア勝山の無償譲渡契約書を現在も非開示にしたままである。これ、私の9月議会の反対討論です。平成24年9月議会で無償譲渡契約書を非開示にして競走事業会計を審議するなど無責任であると反対しております。なぜ、契約書を開示しないのかの問いに対しては、未来永劫開示しないという意味合いの答弁でした。当時、議会運営委員会のメンバーだけに対して開示していたことが判明し、差別的扱いを受け、その後、再三開示するように要求した。しかし、今なお、非開示にしており、議会軽視も甚だしく、その疑惑すら覚える。モーターボート事業に関する予算や決算、そして未処分利益剰余金の処分については、非開示にした状況では議案に賛成しかねると反対討論を行ったものです。

今回、総務財政委員会が開かれまして、その点を指摘したところ、藤崎課長は、当時、平成24年ですね。当時、総務財任委員会から開示の要請があれば、議会運営委員会と同様に、秘密会議のもと契約書を説明し、回収することを条件に開示に応じるという回答を行っていた。しかし、これまで総務財政から開示の要求がなく、そのままになっている。もし、総務財政委員会から、そういう開示の要求等があれば、検討しますというような回答をいただいておりますが、なぜ今まで、この点を放置していたのか非常に不可解です。総務財政委員会から要請がないのであれば開示しないという、そういう理屈には納得がいきません。しかも秘密会議にするなどもってのほか。契約書の当事者であるJA三井リースに開示していいかどうかを要請すべきである。よって競艇事業局の今後の前向きですね、姿勢を示していただいて、総務財政委員会、民生文教委員会の皆さんも、この契約書については知らない方もおられるわけですから、それを開示し、秘密会議にせず、資料は回収しても結構ですが、そういう前向きの方で進めていただきたいということを期待して、この議案には反対せざるを得ませんので、反対します。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第8、議案第58号について、委員長報告のとおり、原案を可決する

ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第58号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、承認第3号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第9、承認第3号について、委員長報告のとおり、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、承認第3号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、発議第5号の討論を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

発議第5号、所得税法第56条の廃止を求める意見書について、反対の立場で討論をいたします。

次の理由により、本意見書に反対いたします。

一つ、所得税法第56条は恣意的な所得の分配を防止するために必要である。

一つ、最高裁判所判例として、本法の合理性が認められている。また、憲法第14条第1項にも違反していないという判例がある。

一つ、本法を廃止した場合、納税者の適正な申告を担保できるか疑問である。

一つ、国は、社会情勢を踏まえ、今後、白色申告の専従者控除や必要経費についても見直す。検討することとしている。

以上の4点を掲げ、反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

発議第5号、所得税法第56条の廃止を求める意見書について反対の立場で討論いたします。

所得税法56条の規定は、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が居住者の営む不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき事業に従事したことにより、当該事業から対価の支払

いを受ける場合は、その対価に相当する金額は必要経費に算入しないとなっております。これは先ほど松岡議員も述べられましたように、家族間で所得を分散し、税負担を軽減する事態が生ずることを一般的に防止するという目的を持っております。しかし、意見書でも述べられていますように、簡易な帳簿による白色申告を選択すれば、事業者からの対価として最大で配偶者には86万円、その他の親族には56万円の必要経費が算入することができます。この数値を比較しますと、所得税における控除額、扶養控除の分につきましては、配偶者控除、扶養控除、それとも38万円でございます。この金額を比較しても、高い経費が必要経費として算入することができます。

一方、所得税法57条、事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例ということで、56条には青色申告書を提出することを税務署長の承認を受けていれば、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族に支払う適正な価格、いわゆる専従者給与は、必要経費に算入できるようになっています。このように申告の選択においては、家族労働者が全て不利益をこうむっているとは言えないと思っております。

青色申告制度は申告納税制度の根幹をなすものであり、所得税法56条を廃止し、白色申告においても青色申告と同様に配偶者その他の親族への対価の支払いを必要経費に算入することは、みずからが税法に従って所得金額と税額を正しく計算し、納税する我が国の申告制度における青色申告制度の役割と目的を逸脱したものとなりかねません。白色申告に青色申告の優遇措置を認め、白色申告者をふやすことではなく、より正確な記帳により税の申告できる青色申告制度を普及することだと思っております。このことにより、配偶者とその親族が事業に従事したときは対価の支払いを必要経費として認めることができます。所得の正しい把握と納税者間の公平を保つため及び税收確保に苦しむ税環境からも、この所得税法第56条の廃止を求める意見書については反対をいたします。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

4番、刀根でございます。この今回、発議第5号につきましては、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

この税制というところの部分で青色申告、白色申告ということで、先ほど詳しく内海議員のほうから御説明されました。しかしながら、この現行税制というものが、長い間放置されて、それを放置することによって、実は低所得者層の部分については、増税につながっているんですよ。その意味合いは、あくまでも所得税というものが超過累進税率ということで、所得が上がること

によって、税率が上がってくると。今回、国の行っている税制改正におきましても、法人税等は一応下げられる、そして所得税のうちの高額所得者については、引き上げられるといった税制改正を行われますけれども、これ、実際にそのまま据え置いた場合に、基本的には、所得が伸びてきて、いわゆる暮らしとしては、ボーダーライン層というのは厳しくなっております。この後に来るものというものが、また消費税等も引き上げられるといった国の情勢を踏まえて、果たして青色申告というものが全部に普及していけば、これはそれなりの何と言いますか、適正な税制という格好になってくるわけですし、この項目そのものがいわゆる暮らしの厳しい方々にとってはですね、いわゆるなおかつ厳しいと。これをわかりやすく言いますと、例えば働くということで、どちらを選択するかというところの分ではですね、他国にはない制度でございますけれども、この他国にはない制度も奉仕することによって、なお暮らしは厳しくなってくると。高齢社会において年金というものは引き上げられる。そして、という形の中でなってくればいいんですけども。スライド制とか言いながら、実際その暮らしの中ではですね、年金も引き下げられるよと。生活は厳しいんです。その厳しい皆さんをある程度これをなくすことによって、この条文をなくすことによって、その辺が適正に暮らしていけるというふうな形になるというふうに考えております。

つきましては、この発議の内容につきましては、賛成の立場で意見を述べさせていただきました。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第10、発議第5号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、発議第5号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、総務財政常任委員長から、閉会中の継続審査及び調査について、また、民生文教常任委員長、議会広報常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査について、それぞれ再付託の申出があります。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

なお、可決された意見書は、議長のほうから関係機関に送付いたします。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成29年芦屋町議会第4回定例会を閉会いたします。

長い期間の御審議、お疲れさまでございました。

午前11時23分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員